

平成28年3月8日

答申第685号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKが番組を再放送する基準について開示の求めがあった。NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、NHKオンラインに掲載している「よくある質問集」から再放送に係る箇所を情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再放送については、さまざまな観点から総合的に判断しており基準は設けていないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年3月8日（第235回審議委員会）

第700号諮問、審議、答申